

第 38 号議案

ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

ふじみ野市国民健康保険条例（平成 17 年ふじみ野市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 1 日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）の施行に伴い、条文を整理するため、ふじみ野市国民健康保険条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものである。